

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021年12月9日

【発行者の名称】

株式会社アンサーホールディングス
Answer Holdings Co., Ltd

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 三谷 俊介

【本店の所在の場所】

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目15番46号

【電話番号】

093-953-9927

【事務連絡者氏名】

常務取締役総務部長 前田 啓美

【担当J-Adviserの名称】

G C A F A S株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 安藤 栄一

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://gcafes.com/jp/services/financial/>

【電話番号】

03-6212-1850

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2022年1月20日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社アンサーホールディングス

<https://answerholdings.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定

に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期
決算年月		2019年9月	2020年6月	2021年6月
売上高	(千円)	—	852,017	1,356,856
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	—	△104,186	36,511
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	—	△105,435	73,361
包括利益	(千円)	—	△102,453	87,166
純資産額	(千円)	—	228,765	315,931
総資産額	(千円)	—	4,331,156	4,549,947
1株当たり純資産額	(円)	—	326.81	451.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	—	△150.62	104.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	5.3	6.9
自己資本利益率	(%)	—	△46.1	26.9
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	10,603	175,891
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△305,305	△188,933
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	499,908	55,870
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	866,632	909,461
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	— 〔—〕	90 〔9〕	104 〔12〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前の連結経営指標等については記載しておりません。

3. 第5期については、適正な期間損益計算及び費用収益対応の観点から、2020年4月より売上高の一部について計上基準を変更しております。その結果、従来の計上基準では、第5期に計上されていた売上高のうち、第6期計上となったものが一部あります。また、新型コロナウイルス感染症の国内での広まりによる外出自粛等の影響を受け、売上高の減少等が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

4. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式は存在しないため記載しておりません。

5. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第5期より連結財務諸表を作成しているため、第5期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。

7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
10. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第6期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）の連結財務諸表について清友監査法人の監査を受けておりますが、第5期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
11. 当社は、2020年2月28日開催の臨時株主総会決議において、定款の一部変更を決議し、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、決算期を9月30日から6月30日に変更いたしました。従って、第5期は2019年10月1日から2020年6月30日までの9ヶ月間となっております。
12. 2021年11月15日付で普通株式1株につき350株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

2 【沿革】

当社の前身は、2000年7月に福岡県北九州市において当社代表取締役社長 三谷俊介が設立した不動産の仲介、賃貸及び売買を業とする「有限会社アンサー倶楽部」であります。

その後、2016年6月に事業拡大を目的として、株式会社アンサーホールディングスを設立いたしました。当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	概要
2000年7月	北九州市小倉北区片野新町にて有限会社アンサー倶楽部を設立（資本金3,000千円）
2000年9月	有限会社アンサー倶楽部にて宅地建物取引業免許を取得
2004年6月	有限会社アンサー倶楽部を株式会社アンサー倶楽部に組織変更、同月、資本金を10,000千円に増資
2005年10月	株式会社アンサー倶楽部を北九州市小倉北区三郎丸に移転
2010年1月	株式会社アンサーライフ設立（資本金3,000千円）
2016年4月	株式会社アンサー倶楽部にて宅地分譲販売開始
2016年4月	北九州アンサー相続サポートセンター開設
2016年6月	株式会社アンサーホールディングスを北九州市小倉北区魚町に設立（資本金1,000千円）
2016年6月	株式会社アンサーホールディングス資本金を100,000千円に増資
2016年6月	株式会社アンサー倶楽部の全株式を三谷俊介より購入し、同社を連結子会社化
2016年10月	株式会社アンサーゼロナイン設立（資本金3,000千円）
2017年3月	株式会社アンサープロパティ設立（資本金3,000千円、連結子会社）
2018年5月	株式会社アンサーホールディングスを北九州市小倉北区浅野に移転
2019年3月	株式会社アンサーゼロナイン解散
2019年10月	連結子会社の株式会社アンサー倶楽部が株式会社アンサーライフを吸収合併
2021年5月	株式会社four leaf cloverの株式を100.0%取得（連結子会社）
2021年6月	株式会社アンサーホールディングス福岡本社を福岡市博多区博多駅東に開設

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、株式会社アンサーホールディングス（当社）及び連結子会社3社により構成されており、「街をつくる 人を創る お客様の望む答え <ANSWER> を提供する」という企業スローガンのもと、総合不動産業として事業活動を行っております。

事業区分と当社グループの主なセグメントとの関係は次のとおりであります。なお、事業区分はセグメントと同一の区分であります。

事業区分		当社グループ事業会社名
売買再販事業	不動産売買仲介業	(株)アンサー倶楽部、(株)アンサープロパティ
	自社不動産売買業	(株)アンサー倶楽部
賃貸管理事業	不動産賃貸仲介業	(株)アンサー倶楽部、(株)アンサープロパティ
	不動産賃貸管理業	(株)アンサー倶楽部、(株)four leaf clover
	自社不動産賃貸業	(株)アンサー倶楽部
リフォーム事業	リフォーム業	(株)アンサー倶楽部
その他事業	その他	(株)アンサー倶楽部

(1) 売買再販事業

売買再販事業におきましては、不動産売買仲介業、自社不動産売買業を行っております。

不動産売買仲介業につきましては、福岡県北九州市内に(株)アンサー倶楽部5店舗、(株)アンサープロパティ1店舗、福岡県福岡市内に(株)アンサー倶楽部1店舗にて営業活動を行っております。主に土地、戸建て住宅、マンションなど不動産の売買仲介を行っており、決済時に手数料を受領しております。

自社不動産売買業につきましては、福岡県北九州市内を中心に(株)アンサー倶楽部5店舗にて営業活動を行っております。主に戸建て住宅、マンション等を仕入れて保有し、リフォーム、リノベーションを施し販売用不動産として再販売することで、決済時に売買代金を受領しております。

なお、販売用不動産の売買仲介におきまして、(株)アンサー倶楽部が不動産の仕入から販売までを担当し、(株)アンサープロパティが決済手続きを担当することにより、専門性が高く、かつ、スムーズな取引を実現しております。

(2) 賃貸管理事業

賃貸管理事業におきましては、不動産賃貸仲介業、不動産賃貸管理業及び自社不動産賃貸業を行っております。

不動産賃貸仲介業につきましては、福岡県北九州市内を中心に(株)アンサー倶楽部2店舗にて営業活動を行っております。主に賃貸住宅、駐車場、テナントを所有するオーナーと入居者の賃貸仲介業務を行っており、賃貸仲介成約後に手数料を受領しております。

不動産賃貸管理業につきましては、福岡県北九州市内を中心に(株)アンサー倶楽部1店舗、(株)four leaf clover1店舗にて営業活動を行っております。賃貸住宅等を所有するオーナーと賃貸管理契約を締結し、入居者の募集、物件の管理、家賃回収代行と家賃送金を請負い、オーナーへの家賃送金時に手数料を受領しております。

なお、当社グループは、2021年5月31日に(株)four leaf cloverの全ての株式を取得しております。これにより、北九州市南部方面の賃貸管理物件を中心に管理戸数が増加しております。

自社不動産賃貸業につきましては、(株)アンサー倶楽部が保有する賃貸用不動産13物件において、入居者から家賃を受領しております。なお、同物件の賃貸仲介に関しては、物件確認から入居までを(株)アンサープロパティが担当しており、スムーズな取引を実現しております。

(3) リフォーム事業

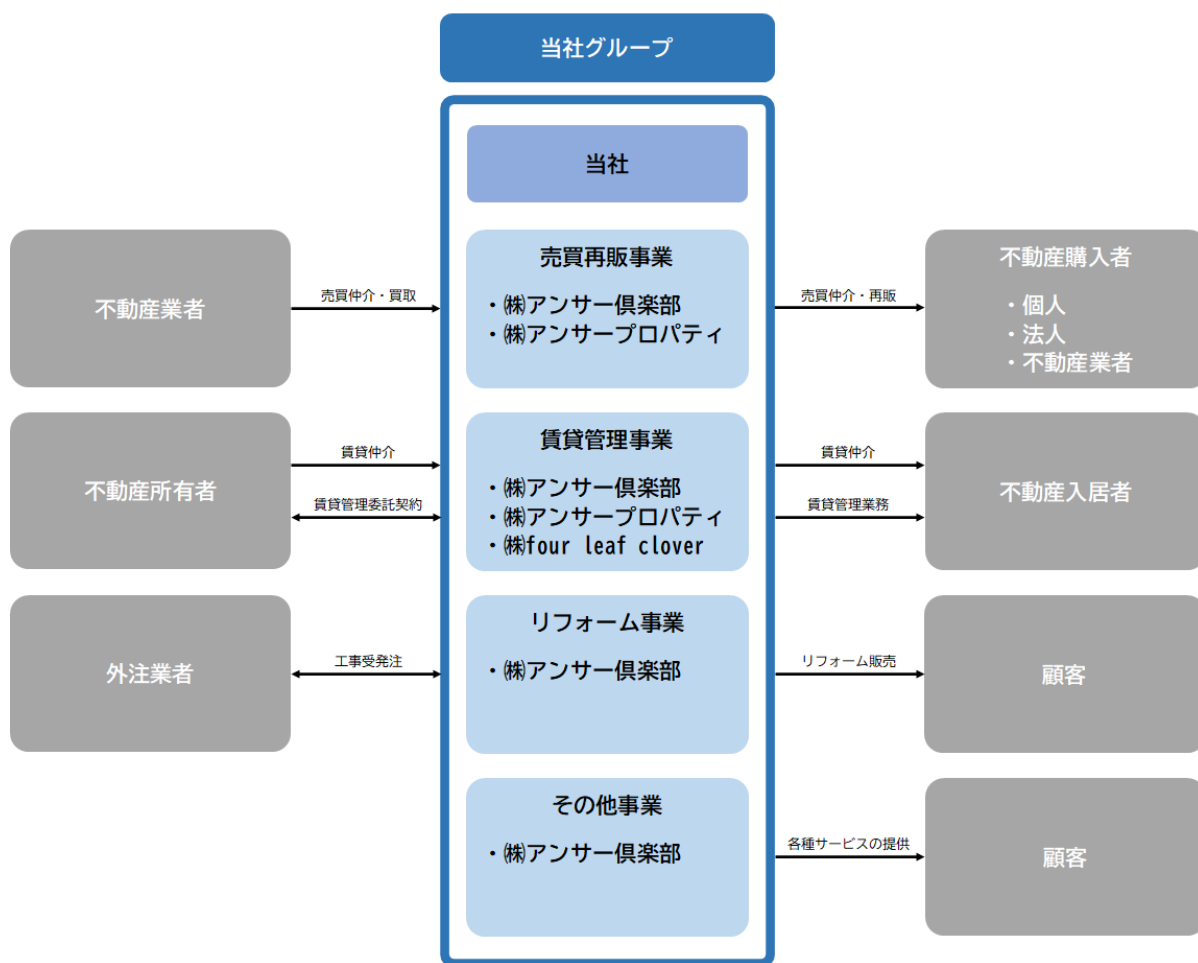
リフォーム事業におきましては、(株)アンサー倶楽部1店舗にて営業活動を行っており、戸建て住宅、マンションなどのリフォーム及びリノベーションを行っております。

当該事業につきましては、主に、売買再販事業の自社不動産売買業の仕入に基づき、販売用不動産のリフォーム及びリノベーションを実施しております。また、不動産賃貸管理業のオーナーをはじめとして顧客が所有する不動産の各種リフォーム工事を請負い、工事代金を受領しております。

(4) その他事業

その他事業におきましては、(株)アンサー倶楽部1店舗にて営業活動を行っており、コインランドリー業務や入居者に対する保険代理店業務等の関連業務を行っており、サービス提供時に代金を受領しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱アンサー倶楽部 (注) 2, 3	北九州市小倉北区	60,000	売買再販事業 賃貸管理事業 リフォーム事業	100.0	役員の兼任、経営指導、事務処理委託
㈱アンサープロパティ	北九州市小倉北区	3,000	売買再販事業 賃貸管理事業	100.0	役員の兼任、経営指導
㈱four leaf clover (注) 4	北九州市小倉南区	1,000	賃貸管理事業	100.0	役員の兼任、経営指導、資金の貸付

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. ㈱アンサー倶楽部については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1,360,795千円
	(2) 経常利益	34,150千円
	(3) 当期純利益	70,404千円
	(4) 純資産額	313,565千円
	(5) 総資産額	4,485,726千円

4. 債務超過会社であり、2021年6月末時点で債務超過額は7,889千円であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
売買取販事業	40〔9〕
賃貸管理事業	42〔3〕
リフォーム事業	8〔-〕
全社（共通）	15〔-〕
合計	105〔12〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門等に所属している者であります。

(2) 発行者の状況

2021年11月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
4	41.7	1.3	5,625

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	4
合計	4

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門等に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当連結会計年度における当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。なお、前連結会計年度は、2019年10月1日から2020年6月30日までの9ヶ月間決算となっております。このため、前連結会計年度との比較は記載しておりません。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大により、緊急事態宣言の再発令及び、まん延防止等重点措置の発令に伴い、経済活動や個人消費の停滞が続くなど、引き続き先行き不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、従業員、取引先等全てのステークホルダーの安全確保のため、新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに、顧客満足度を最大化することを通して、グループ各社の持続的な成長及び企業価値の向上に努めてまいりました。

また、当社グループの主力事業である「売買再販事業」「賃貸管理事業」「リフォーム事業」の更なる収益性の向上に努めるとともに、外部との連携をはじめ当社の事業領域の周りにおける新たな事業機会を探り、事業活動の拡大を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,356,856千円、営業利益は59,702千円、経常利益は36,511千円、親会社株主に帰属する当期純利益は73,361千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 売買再販事業

売買再販事業におきましては、不動産売買仲介業及び販売用不動産を仕入れた後に、内外装のリフォーム、リノベーションを施し付加価値を高め販売する自社不動産売買業を行っております。

不動産売買仲介業は、2021年4月に㈱アンサー倶楽部若戸店、2021年5月に㈱アンサー倶楽部福岡店の2店舗を新たに开店し、商圈エリアの拡大を図るとともに、各エリアにおいて速やかに対応できる体制を構築しております。

また、新規にカスタマーサービス部門を設立することにより、売主及び買主の問い合わせに対応するだけでなく、顧客の要望や情報を収集する体制を構築することにより、競合他社と差別化を図り、サービスの向上に努めております。

自社不動産売買業は、以前より戸建住宅の販売、マンションの販売に注力してはいたしましたが、新たに投資用物件の販売をラインナップに加え、幅広い顧客への対応を図っております。当社グループにて物件の調査、査定、仕入、リフォーム及びリノベーション、販売、在庫管理等を一貫して行うことが特徴であり、当社グループの主力事業となっております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は427,989千円、セグメント利益は111,832千円となりました。

② 賃貸管理事業

賃貸管理事業におきましては、不動産賃貸仲介業、不動産オーナーの賃貸管理業務を代行する不動産賃貸管理業及び自社不動産賃貸業を行っております。

不動産賃貸仲介業は、地域に即した丁寧な接客が重要だと認識しており、従業員の不動産知識や接客マナーの向上を図ることに加え、来店者や契約者からのアンケート結果などを業務に反映させることにより、居心地のよい店舗作り及び入居手続に関するスムーズな対応を心掛けました。

不動産賃貸管理業は、不動産オーナーから委託された賃貸管理物件の環境整備や入居率を高めることにより、顧客満足度の向上を図り、管理戸数の増加に努めました。

自社不動産賃貸業は、不動産賃貸管理業と同様に入居率の向上に努め、収益性の高い賃貸運用を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は619,821千円、セグメント利益は178,476千円となりました。

③ リフォーム事業

リフォーム事業におきましては、住宅のリフォーム及びリノベーションを行っております。

主に、売買再販事業の仕入に基づき、リフォーム及びリノベーションを実施するケースが多く、堅調な売買再販事業の推移に基づき順調に受注が増加しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から在宅ワークの機会が増えたことを背景に住宅リフォームのニー

ズが高まり、受注の増加につながりました。なお、施工事例の情報発信を行う㈱アンサー倶楽部リフォーム再販店が本格稼働したことで、施工事例の展示スペースの設置、施工事例の冊子化、ソーシャルメディアを利用したリフォーム情報の発信等を積極的に展開しております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は294,069千円、セグメント利益は48,343千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて42,828千円増加し、909,461千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は175,891千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上60,558千円及び減価償却費の計上101,839千円に加え、未払消費税等の増加額45,992千円等により資金が増加した一方、販売用不動産の増加額81,287千円等により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は188,933千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出51,200千円、有形固定資産の取得による支出131,016千円、貸付けによる支出16,000千円等により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は55,870千円となりました。これは主に、短期借入金の純増加額129,700千円、長期借入れによる収入78,000千円、社債の発行による収入97,340千円により資金が増加した一方、長期借入金の返済による支出224,520千円等により資金が減少したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

(1) 生産実績

当社グループが営む事業につきましては、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績を記載しておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
売買取販事業	129,946	—
合計	129,946	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 販売用不動産の仕入実態を明確にするため、上記仕入高には販売用不動産本体価格を記載し、リフォーム資材を含む仕入に係る付随費用は除いております。
3. 賃貸管理事業及びリフォーム事業については、仕入実績がないため、記載を省略しております。
4. 前連結会計年度は決算期変更をしております9ヶ月決算となっております。このため、前年同期比は記載しておりません。

(3) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)
賃貸管理事業	3,563	—
リフォーム事業	36,544	—
合計	40,107	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 売買取販事業については、受注実績がないため、記載を省略しております。
3. 前連結会計年度は決算期変更をしております9ヶ月決算となっております。このため、前年同期比は記載しておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
売買取販事業	427,989	—
賃貸管理事業	619,821	—
リフォーム事業	294,069	—
その他	14,976	—
合計	1,356,856	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。
3. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コインランドリー業務、保険代理店業務等を含んでおります。
4. 前連結会計年度は決算期変更をしております9ヶ月決算となっております。このため、前年同期比は記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、今後の継続的な企業成長のために、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

(1) 会社の経営の基本方針

当社の前身である「有限会社アンサー倶楽部」（現 株式会社アンサー倶楽部）は、創業者であり当社の代表取締役社長である三谷俊介が2000年7月に事業を起こしたことに始まります。不動産業の営業職として経験を積んだ三谷俊介は「不動産業」の枠にとらわれず「お客様の望む答えを提供する」ことが自らの使命だと考え、創業以来、経営を行ってまいりました。

当社は、企業スローガンとして、

「街をつくる 人を創る お客様の望む答え <ANSWER> を提供する」

を掲げ、今後も不動産業を通して「お客様の未来」と共に「街の未来」を創って行くことが当社の使命であると考え、社会に信頼され、社会に元気と勇気を与える企業を目指してまいります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の長期化を背景に、国内外における政治・経済情勢への懸念が払拭されておらず、今後も先行き不透明な状況が続くものと思われまます。このような状況のもと、当社は、お客様のあらゆる要望に応えるために、業務改革や社員一人ひとりへの教育をもとに知識と経験といったスキルアップに取り組まます。今後も、安定した事業基盤を活かしつつ成長を遂げる企業を目指し、新しい観点で業務に取り組む企業価値の一層の向上に努めてまいります。そのうえで、当社の対処すべき主要課題としては次のように捉え、重点的に取り組んでまいります。

① 経営戦略について

当社グループの経営戦略として、堅調な賃貸管理事業を基礎に顧客を増やしておりますが、収益性の向上のためには、各事業間で連携し、顧客のニーズに応え、総合的に顧客を囲い込むような仕組みづくりが課題であると認識しております。例えば、賃貸管理事業の不動産賃貸仲介業で当社グループの物件に入居された顧客が住宅を購入する場合にも当社グループを選定するような仕組みであります。その課題に対処するために、新たに主要な地域へ店舗を出店し事業拠点及びサービスエリアを拡大するとともに、メディア等への広告宣伝を強化することで知名度・認知度の向上を進めております。また、カスタマーサービス部門を設置するなど、顧客の要望・クレームを直に経営に活かす仕組みを構築することで、更なる顧客満足度の向上を図り、当社グループのファン作りを促進してまいります。

② 売買再販事業の強化

当社グループは、事業のなかでも販売単価が高く粗利が大きい売買再販事業を強化することで、一層の事業拡大が見込めると考えておりますが、一方、当社グループが販売用不動産を仕入れて保有する自社不動産売買業は、仕入決済（売主から買主である当社への所有権移転）から売上決済（売主である当社から買主への所有権移転）までの事業期間が長く、在庫滞留期間の長期化による商品評価損の計上等の在庫リスクも潜在しており、在庫滞留期間の早期化が課題であると認識しております。その課題に対処するために、売買再販事業における売主及び買主の情報収集を強化することで優良な物件情報を収集するとともに、リフォーム施工事例等の情報発信を強化することで、在庫滞留期間の短縮に取り組み、事業の拡大を図ってまいります。

③ 人材の確保及び育成

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材の安定的な確保・育成が課題であると認識しております。その課題に対処するために、当社グループでは、各種メディア等を活用し新卒及び経験者の採用活動を強化するとともに、宅地建物取引士の資格取得を始めとして、従業員の育成に注力しております。また、DXを積極的に活用することで、業務の標準化・効率化を図り経験の浅い人材でも業務が行うことができる仕組みを構築しております。

④ 内部管理体制の強化について

当社グループは、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があり、内部統制やリスク管理をはじめとする内部管理体制の強化が課題であると認識しております。その課題に対処するために、企業規模拡大を見据え、各部門の内部管理体制の整備と適切な運用を推進しております。また、経営の公正性及び透明性を確保するため、内部監査室による定期的な内部監査等を実施し、内部管理体制の強化及び改善に取り組んでまいります。

⑤ 事業資金の確保について

売買取引事業は、販売用不動産の仕入に関して多額の資金が必要であり、当社グループはこれらの事業資金の多くを金融機関からの借入により調達しており、当社グループの成長のためには、今後も安定的な事業資金の確保が課題であると認識しております。その課題に対処するために、当社グループの株式上場により、資金調達の多様化を図るとともに、事業の成長に伴う信用力の増加を活かし、中長期的な財務体質の強化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開に関して、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは以下のとおりであります。

なお、必ずしも事業上のリスク要因と考えていない事項につきましても、投資者の判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。文中の将来に関する事項は、発行情報の公表日現在において当社が判断したものであり、また、当社の事業上のリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 新型コロナウイルス感染症について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症への対策として、「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理の対象リスクに指定し、政府や専門家会議の発表をもとに情報収集や対応策の検討を行い、従業員の安全確保を行いながら、顧客へのサービス向上に努めております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化から経済活動の停滞や住宅購入顧客の購買意欲、不動産オーナー等の事業意欲の減退等が起こった場合は、売上が減少し当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 景気動向や不動産市況の影響について

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、地価動向及び税制等に基づく購買者の購買意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、地価の上昇、住宅税制・消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社の事業内容及びサービスに関するリスク

① 法的規制について

当社グループが属する不動産業界は、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、借地借家法等の不動産取引に関して多数の法的規制があり、当社グループの事業運営において、これら多数の法的規制に対応できる体制を構築しております。売買再販事業及び賃貸管理事業においては、宅地建物取引業法、建築基準法、国土利用計画法、都市計画法等の法的規制を受け、宅地建物取引業法に基づく免許を取得して不動産業を行っております。また、リフォーム事業においては、建設業法に基づく許可を取得してリフォーム業を行っております。当社グループは、免許及び許可の要件、各法令の遵守に努めていることから免許及び許可の取消事由に該当するような事実はありませんが、法令違反等による許可の取消など、不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループ各社の免許及び許可の有効期間、その他法令により定められているものは下表のとおりであります。

会社の名称	許認可等の名称	許認可登録番号	有効期間	関係法令	許認可等の取消事由
(株)アンサー倶楽部	宅地建物取引業免許	福岡県知事 (5)第14279号	2020年10月6日～ 2025年10月5日	宅地建物 取引業法	同法第66条
(株)アンサープロパティ	宅地建物取引業免許	福岡県知事 (1)第18473号	2017年7月22日～ 2022年7月21日	宅地建物 取引業法	同法第66条
(株)アンサー倶楽部	一般建設業許可	福岡県知事許可 (般-2)第113270号	2020年6月24日～ 2025年6月23日	建設業法	同法第29条
(株)アンサー倶楽部	賃貸住宅管理業者登録	国土交通大臣 (2)第0004004号	2020年5月11日～ 2026年5月10日	賃貸住宅管理 業者登録規程	同規程第13条

② 販売用不動産の仕入について

当社グループは、売買再販事業において、販売用不動産の仕入を行っておりますが、購入価額は地価相場の変動に左右されるほか、日本国内や諸外国の情勢・景気に多分に影響を受ける可能性があります。当社グループでは、定期的に仕入先との情報交換等を通じ取引の適正価格を把握するとともに、不動産の購入に際しては事前調査を徹底し、重大な瑕疵のある販売用不動産を購入しないよう努めております。また、金融情勢や社会情勢の情報収集を行うことで、取得価額の高騰リスクに備えております。しかしながら、当社が保有する不動産の在庫滞留期間が長期化し、値下げ販売や取得価額の評価替を実施することや、不動産価格の高騰により十分な仕入ができない場合などは、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 取引業者の確保について

当社グループは不動産売買仲介業及び自社不動産売買業で物件をリフォーム及びリノベーションするに際し、施工の大部分において外注先である各取引業者へ業務を委託しており、依存度が高いと認識しております。当社グループでは、継続的に外注先である取引業者の情報を収集し、また、その業務内容及び品質を確認することで、十分な取引業者を確保しております。しかしながら、昨今の建設業界における労働者不足や資材高騰等により、取引業者の経営環境に変動をきたす可能性があり、これらの場合には工期の遅延や建設コストの増加等の影響から、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報等の管理について

継続して顧客情報を管理する必要があるため、保有する個人情報量が多く、個人情報の取扱い及び運用等は重要であると認識しております。当社グループは、「個人情報及び特定個人情報管理規程」、「情報システム管理規程」を制定し、セキュリティシステムの強化を図るなど社内体制を整備するとともに、社員教育等を行うことで、適正な個人情報管理の徹底を行っておりますが、予期せぬ情報漏洩が発生した場合、損害賠償の発生及びブランドイメージの失墜等により当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 有利子負債への依存について

当社グループは、自社不動産売買業の販売用不動産の仕入や自社不動産賃貸業の自社保有物件の購入に関しては、金融機関より融資を受け、それを取得資金としております。当連結会計年度末における事業資金の借入先は主に地方銀行5行の協力のもと十分に確保されており、また、当社グループの株式上場により、資金調達の多様化を図ることを検討しております。しかしながら、金融機関の融資姿勢に変更が生じた場合、また、景気動向によって金利が大幅に上昇した場合は、十分な資金が確保できず、また、利息負担の増加等により、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度末及び前連結会計年度末の有利子負債依存度は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2020年6月30日)	当連結会計年度末 (2021年6月30日)
有利子負債残高 (a)	3,809,710	3,868,240
総資産額 (b)	4,331,156	4,549,947
有利子負債依存度 (a / b)	88.0%	85.0%

(注) 有利子負債残高は、短期及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）、社債（1年内返済予定の社債を含む）の合計であります。

⑥ 減損会計の影響について

当社グループが自社不動産賃貸業として保有する自社保有物件の固定資産は、その収益性が大幅に低下し、それらの価値が下落した場合には、減損処理を行う必要があります。当社グループは、保有する物件ごとに不動産評価の把握や収益管理を行い採算把握を実施しており、収益性を重視した経営を行っておりますが、市況の著しい悪化等により、自社保有物件の不動産価値の下落や採算性の悪化が生じた場合は、当該減損処理を行うことにより、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

① 従業員の採用・育成について

当社グループの業容拡大を図るには、専門的な知識や資格を有した経験者の採用は当然のこととして、新卒の採用など経験の浅い従業員を採用・育成することが事業拠点の拡大やサービスレベルの向上には不可欠であると認識しております。当社グループでは、各種メディア等を活用し新卒及び経験者の採用活動を強化するとともに、宅地建物取引士の資格取得をはじめとして、従業員の育成に注力しておりますが、人材の確保や育成が計画通りに進捗しない場合あるいは現在在籍している多くの人材の社外流出が発生した場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である三谷俊介は、当社グループの創業者及び経営の最高責任者であり、経営においても重要な役割を担っております。当社グループでは過度な依存を回避すべく、会議体での重要な意思決定の徹底、組織としての管理体制の強化、経営組織の強化を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グ

ループの代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

① 訴訟について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループの販売する不動産における瑕疵等の発生、賃借人からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟、その他の請求が発生する可能性があります。当社では、不動産取引を行う際は、事前の調査や確認等を行い、品質の管理などにも注力しておりますが、重大な訴訟等が発生した場合には、当該状況に対応するために多額の費用が発生するとともに、当社グループの信用を大きく毀損することにより、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② インターネット等による風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、当社従業員や役員による事件・事故・不祥事や、法令違反などの不適切行為、当社サービスに満足しない場合など、その内容の正確性にかかわらず、インターネット上に書き込みが行われる可能性があります。当社グループでは、上記リスクを最低限に抑えるため、社内でのコンプライアンス研修・交通安全研修の実施、定期的な内部監査の実施、顧客満足向上のためのアンケート等を実施しております。また、風評被害の恐れのある情報を監視するとともに、風評リスクが認識された場合には、法令・規則に則り迅速に対応する体制を整えておりますが、風評被害が発生・拡散した場合、ブランドイメージの失墜を招き、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 担当J-Adviserとの契約の解除について

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。

TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

当社では、G C A F A S株式会社（以下「同社」とします。）を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、同社との間で、J-Adviser契約を締結しております。J-Adviser契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、J-Adviser契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。J-Adviser契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社が次のいずれかに該当する場合には、同社はJ-Adviser契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

- 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった旨の報告を
書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他、当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行なった場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser契約の解除は行わないものとする。再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他、当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
(b) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社化する株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると同社が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと同社が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合。

- a 買取者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買取防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点

の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって利用する重要な会計上の見積り及び判断については、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて168,544千円増加し、1,138,791千円となりました。

これは主として、現金及び預金が94,028千円、売掛金が6,236千円、販売用不動産が81,287千円増加したことによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて50,246千円増加し、3,411,155千円となりました。

これは主として、建設仮勘定が123,340千円、投資有価証券が19,467千円、繰延税金資産が8,324千円増加した一方、減価償却費の計上等により建物及び構築物が74,337千円減少したことによります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて218,790千円増加し、4,549,947千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて196,625千円増加し、882,625千円となりました。

これは主として、短期借入金が129,700千円、預り金が9,754千円、未払消費税等が45,992千円増加したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて65,000千円減少し、3,351,390千円となりました。

これは主として、社債が80,000千円増加した一方、長期借入金が144,273千円減少したことによります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて131,624千円増加し、4,234,015千円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて87,166千円増加し、315,931千円となりました。

これは主として、親会社株主に帰属する当期純利益73,361千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 運転資本

上場予定日(2022年1月20日)から12ヶ月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資につきましては、賃貸用不動産建設を中心に総額127,229千円の設備投資を実施しております。また、当連結会計年度において重要な設備の除却としまして、店舗改修等により3,046千円を計上しております。

セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) 売買再販事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、新店舗におけるネットワーク工事等を中心に380千円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 賃貸管理事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、建設仮勘定として、2022年2月竣工予定の賃貸用不動産建設における建物123,340千円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却は、工具、器具及び備品の除却としまして、538千円を計上しております。

(3) リフォーム事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、車両運搬具を中心に609千円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却につきましてはありません。

(4) 全社（共通）

当連結会計年度の主な設備投資等は、サーバー設備の改修等を中心に2,898千円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却は、店舗改修に伴う設備の除却としまして、2,508千円を計上しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物及び構築物	土地	その他	合計	
本店 (福岡県北九州市)	全社 (共通)	事務所用設備	—	—	—	—	2 [—]
福岡本社 (福岡県福岡市)	全社 (共通)	事務所用設備	—	—	—	—	2 [—]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 3. 上記の他、連結会社以外の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
福岡本社 (福岡県福岡市)	全社 (共通)	事務所	2,690

(2) 国内子会社

2021年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
				土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	リース 資産	その他	合計	
㈱アンサー 倶楽部	本社事務所 (福岡県北九州市)	全社 (共通)	業務設備	34,536 (66.91)	55,421	5,253	696	98,617	10 [—]
	事務所 (福岡県北九州市)	売買再販事業 賃貸管理事業	業務設備	93,269 (194.75)	148,580	2,532	1,819	246,941	30 [8]
	賃貸用不動産	賃貸管理事業	賃貸設備	921,007 (6,399.95)	1,735,656	—	17,979	2,674,644	—

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 4. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品であります。
 5. 建設仮勘定は含まれておりません。
 6. 上記の他、他の者から賃借している主な設備の内容は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
事務所 (福岡県北九州市)	売買再販事業 賃貸管理事業 リフォーム事業	事務所用設備	9,045

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2021年11月30日現在における重要な新設等の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
㈱アンサー倶楽部	賃貸用不動産建設 (福岡県北九州市 小倉北区)	賃貸管理事業	賃貸用 不動産	491,859	326,928	借入金	2021年2月	2022年2月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれております。

2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	連結会計年度末現在発行数 (2021年6月30日)	公表日現在発行数 (2021年12月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,800,000	2,100,000	2,000	700,000	非上場	単元株式数 100株
計	2,800,000	2,100,000	2,000	700,000	—	—

- (注) 1. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年11月15日付で普通株式1株につき350株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は698,000株増加し、700,000株となっております。
2. 2021年11月15日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年11月15日付で発行可能株式総数は2,795,000株増加し、2,800,000株となっております。
3. 2021年11月15日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年11月15日付で1単元を100株に変更しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年11月15日 (注)	698,000	700,000	—	100,000	—	—

- (注) 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年11月15日付で普通株式1株につき350株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は698,000株増加し、700,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2021年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	3	3	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	7,000	7,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	100.00	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 700,000	7,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、本発行情報公表日現在、当社グループは、成長拡大の過程にあるため、経営基盤の強化、事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながることを考え、内部留保資金の確保のため、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開に向けた資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性4名 女性1名（役員のうち女性の比率20.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	三谷 俊介	1963年9月20日	1983年4月 ㈱昭和工業 入社 1991年5月 ㈱不動産中央情報センター 入社 1997年1月 大英産業㈱ 入社 1998年1月 ㈱ハウス倶楽部 入社 2000年7月 (有)アンサー倶楽部設立 (現 ㈱アンサー倶楽部) 代表取締役社長（現任） 2010年1月 ㈱アンサーライフ代表取締役 2016年6月 当社代表取締役社長（現任） 2017年3月 ㈱アンサープロバティ 代表取締役社長（現任）	(注) 1	(注) 3	686,000
取締役	専務	石原 孝七郎	1972年9月26日	1995年4月 ㈱不動産中央情報センター 入社 2000年8月 ㈱沖創建設入社 2003年7月 ㈱アンサー倶楽部 入社 2010年1月 ㈱アンサーライフ取締役 2010年9月 ㈱アンサー倶楽部取締役（現任） 2016年6月 当社取締役 2016年12月 ㈱アンサーゼロナイン取締役 2017年3月 ㈱アンサープロバティ 代表取締役（現任） 2021年4月 当社専務取締役（現任） 2021年5月 ㈱four leaf clover 代表取締役社長（現任）	(注) 1	(注) 3	7,000
取締役	常務	前田 啓美	1969年9月20日	1988年4月 ㈱タカギ 入社 1996年9月 ㈱ミューコーポレーション 入社 2000年2月 ㈱愛トラベル 入社 2007年2月 ㈱アンサー倶楽部 入社 2010年1月 ㈱アンサーライフ取締役 2010年9月 ㈱アンサー倶楽部取締役（現任） 2016年6月 当社取締役 2016年12月 ㈱アンサーゼロナイン取締役 2017年3月 ㈱アンサープロバティ取締役 （現任） 2021年4月 当社常務取締役（現任） 2021年5月 ㈱four leaf clover 取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	7,000
取締役	—	吉行 亮二	1970年6月14日	1993年4月 ㈱西日本銀行 (現 ㈱西日本シティ銀行) 入行 2001年6月 メディアファイブ㈱ 入社 2004年8月 メディアファイブ㈱監査役 2006年8月 メディアファイブ㈱取締役 2007年9月 メディアファイブ㈱常務取締役 2011年8月 メディアファイブ㈱専務取締役 2011年8月 ㈱匠工房取締役 2013年8月 ㈱ダブルスキル代表取締役社長 2015年9月 ㈱プリングラック設立 代表取締役社長（現任） 2019年10月 メディア総研㈱社外取締役（現任） 2020年9月 ㈱メディアシステム 社外取締役（現任） 2021年4月 当社社外取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (千株)
監査役	—	相浦 圭太	1976年2月7日	2002年4月 本田税理士事務所 入社 2004年6月 税理士登録 2004年7月 相浦税理士事務所 開設 2007年10月 税理士士法人TAパートナーズ設立 代表社員 (現任) 2016年6月 一般社団法人生き方のデザイン 研究所監事 2017年8月 books project(株) 代表取締役 (現任) 2018年4月 特定非営利活動法人相続 アドバイザー協議会理事 (現任) 2019年10月 特定非営利活動法人日本ファンド レイジング協会監事 (現任) 2019年12月 当社監査役 (現任) 2019年12月 (株)アンサー倶楽部監査役 (現任) 2019年12月 (株)アンサーサープロパティ 監査役 (現任) 2020年6月 一般社団法人生き方のデザイン 研究所理事 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計							700,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2021年9月20日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役任期は、2019年12月20日開催の定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2021年6月期における役員報酬の総額は26,850千円を支給しております。
4. 取締役吉行亮二は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役相浦圭太は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

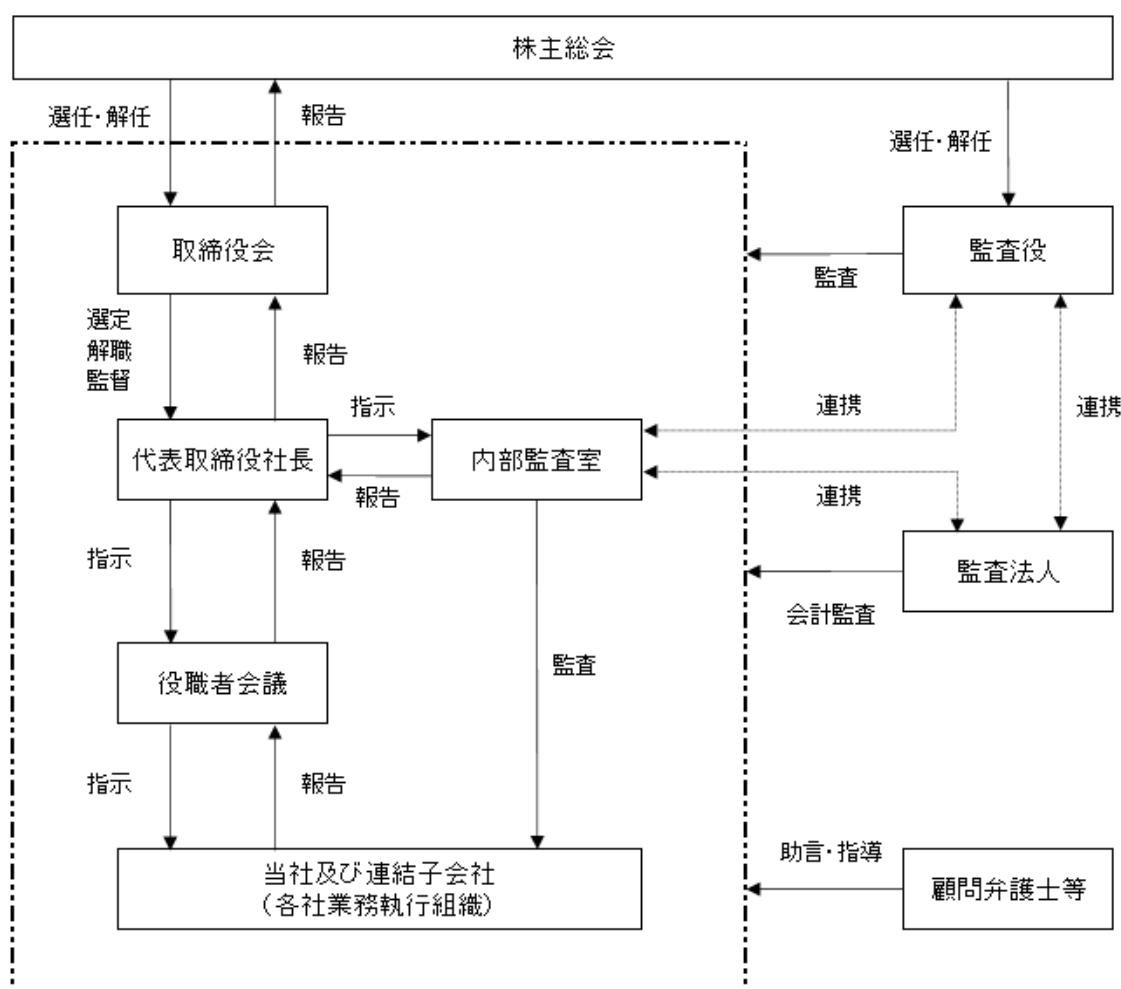
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

また、当社グループは、経営責任を明確にする組織体制の構築と経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

② 会社の機関の内容

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社及び当社グループ諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

b. 監査役

当社は監査役設置会社制度を採用しており、監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c. 内部監査室

当社の内部統制及びその業務執行状況につきまして、代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置しております。本社以下全部署及び全営業店舗を対象とし、定期監査を行っております。監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。

d. 会計監査

当社は、清友監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2021年6月期において監査を執行した公認会計士は、市田知史氏、三牧潔氏の2名であり、いずれも継続監査年数は1年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名その他1名であります。

なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、月1回以上開催する取締役会において、法令、定款及び取締役会規程等に基づき、重要な事項に関する審議・決定及び取締役の職務執行状況に関する報告を行っております。取締役は、忠実義務及び善管注意義務に従い職務を執行するとともに、コンプライアンス体制の充実及び使用人の監督・指導を行っております。また、当社は、監査役を選任しており、監査の独立性及び実効性の向上に努めております。監査役は、各取締役及びその監督下にある使用人から、取締役の職務に関する情報を適宜聴取するとともに、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況の適法性及び適正性について監査を行い、必要に応じて意見を述べております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書・電磁的記録については、機密等に配慮するとともに、文書管理規程に従って保存及び管理を行うものとしております。なお、上記文書・電磁的記録は、監査役からの閲覧の請求に適時応じる体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会で決定した管掌範囲において、収集された職務に関する情報の処理の迅速化、情報の伝達ルート最適化及び情報の共有化等を促進することで、職務執行の効率化に努めております。また、取締役は、使用人に対しても、業務の効率化について、指導を行っております。各組織の業務分掌、各職位の職責及び権限は、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により明文化することで、業務分掌及び指揮命令系統を明確化しております。

(4) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該

使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を監査役が選任し、当該使用人に対する指揮命令権は監査役に委譲されたものとして、取締役からの独立性を確保しております。また、当該使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとしております。

(5) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役会への出席、日常の監査により、重要事項の報告を受けております。取締役及び使用人が監査役に報告すべき重要事項は、次のとおりとしております。

ア) 取締役及び使用人の法令違反、不正行為等

イ) 取締役及び使用人の競業的行為、当社を相手方とする取引、内部者取引等

ウ) 財務諸表に甚大な影響を与える緊急・非常事態

エ) その他、当社の経営に関わる重要な事項及び当社に重大な影響を及ぼす事項

(6) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

就業規則を運用すること等により、監査役への報告を理由に当該報告者が不利な取扱いを受けない体制を構築しております。

(7) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として3ヶ月に1回以上、監査役と補助者の情報交換・協議を行う監査役連絡会を開催し、監査の実効性を高めております。また、監査役は、監査法人、内部監査室と会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高めております。さらに、監査役は、監査法人、内部監査室と連携することにより、監査の網羅性等を確認するほか、独自に外部専門家（弁護士、公認会計士等）に対し、その意見を求めることができることとしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

取締役及び使用人は、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を反社会的勢力排除の基本方針に掲げ、反社会的勢力との関係遮断に関する規程及び暴力団等反社会勢力からの不当要求に対する対応マニュアルを整備しております。また、反社会的勢力排除に関する社内研修の実施、外部の専門機関との連携による情報の収集等を行っております。

④ 内部監査及び監査役の状況

a. 内部監査

当社の内部監査体制は、内部監査室担当者1名で構成される内部監査室により、本社以下全部署及び全営業店舗の内部監査を実施しております。

年度監査計画に基づき、業務活動が社内諸規定・マニュアルに準じて運営されているか、関係法令に関する遵守が適正に行われているか等を監査しております。

b. 監査役監査

監査役監査の体制としまして、監査役は、社外監査役1名で構成されており、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役は、全体会議をはじめとした各会議に出席しているほか、各店舗の往査を実施しており、有用性のある監査に努めております。

なお、監査役と内部監査室及び監査法人は、相互に連絡を取り合って情報交換し、課題・改善事項について共有し、より有用な監査を行うべく、連携を図っております。

⑤ リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、内部統制システムの整備状況において記載したもののほか、リスクの発生を可能な限り防止するため、重要事項についての適法性等に関しては弁護士や司法書士、社会保険労務士等の複数の専門家から法令上や経営判断上必要なアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名であり、社外取締役吉行亮二氏は、当社との間で人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役は1名であり、社外監査役相浦圭太氏は、当社との間で人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

⑦ 役員報酬の内容

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)	対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	
取締役（社外取締役を除く）	25,200	25,200	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—
社外役員	1,650	1,650	2

(注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第4期定時株主総会において年額70,000千円以内と決議されております。

3. 監査役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第4期定時株主総会において年額3,000千円以内と決議されております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得に関する事項

該当事項はありません。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、機動的な配当政策を遂行できるよう、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	6,500	—
連結子会社	—	—
計	6,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模、監査日程等を勘案した上で決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年 大蔵省令 第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）の連結財務諸表について、清友監査法人による監査を受けております。

3. 決算期変更について

当社は、2020年2月28日開催の臨時株主総会決議において、定款の一部変更を決議し、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、決算期を9月30日から6月30日に変更いたしました。従って、前連結会計年度は2019年10月1日から2020年6月30日までの9ヶ月間となっております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	871,048	965,076
売掛金	17,591	23,828
販売用不動産	36,187	117,474
未成工事支出金	1,438	1,239
原材料及び貯蔵品	514	534
その他	43,596	30,791
貸倒引当金	△128	△153
流動資産合計	970,247	1,138,791
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 2,037,046	※1 1,962,708
土地	※1 1,149,283	※1 1,149,283
建設仮勘定	—	123,340
リース資産（純額）	11,956	8,005
その他	36,926	26,740
有形固定資産合計	※2 3,235,212	※2 3,270,078
無形固定資産		
リース資産	2,775	2,035
のれん	—	8,889
その他	19,351	15,707
無形固定資産合計	22,126	26,631
投資その他の資産		
投資有価証券	27,987	47,454
繰延税金資産	—	8,324
その他	75,612	58,699
貸倒引当金	△29	△32
投資その他の資産合計	103,569	114,445
固定資産合計	3,360,909	3,411,155
資産合計	4,331,156	4,549,947

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)		当連結会計年度 (2021年6月30日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		38,708		40,159
短期借入金	※1、3	225,000	※1、3	354,700
1年内償還予定の社債		20,000		20,000
1年内返済予定の長期借入金	※1	147,520	※1	145,273
リース債務		4,647		4,886
預り金		136,284		146,038
未払消費税等		18		46,010
未払法人税等		523		1,134
賞与引当金		1,275		1,325
その他		112,023		123,097
流動負債合計		686,000		882,625
固定負債				
社債		80,000		160,000
長期借入金	※1	3,321,772	※1	3,177,499
リース債務		10,770		5,881
その他		3,847		8,009
固定負債合計		3,416,390		3,351,390
負債合計		4,102,391		4,234,015
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
利益剰余金		131,858		205,220
株主資本合計		231,858		305,220
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		△3,093		10,711
その他の包括利益累計額合計		△3,093		10,711
純資産合計		228,765		315,931
負債純資産合計		4,331,156		4,549,947

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	852,017	1,356,856
売上原価	378,648	596,140
売上総利益	473,369	760,716
販売費及び一般管理費	※1 551,542	※1 701,013
営業利益又は営業損失(△)	△78,173	59,702
営業外収益		
受取利息	3	22
受取配当金	—	3,235
受取給付金	2,000	—
助成金収入	—	9,956
消費税等差額	1,994	3,264
その他	490	2,411
営業外収益合計	4,489	18,890
営業外費用		
支払利息	25,648	35,439
その他	4,853	6,641
営業外費用合計	30,502	42,081
経常利益又は経常損失(△)	△104,186	36,511
特別利益		
保険解約返戻金	—	30,093
特別利益合計	—	30,093
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 3,046
出資金評価損	—	2,999
特別損失合計	—	6,046
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△104,186	60,558
法人税、住民税及び事業税	1,249	1,093
法人税等調整額	—	△13,896
法人税等合計	1,249	△12,803
当期純利益又は当期純損失(△)	△105,435	73,361
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△105,435	73,361

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△105,435	73,361
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,982	13,804
その他の包括利益合計	※ 2,982	※ 13,804
包括利益	△102,453	87,166
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△102,453	87,166

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	100,000	237,294	337,294	△6,075	△6,075	331,219
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	—	△105,435	△105,435	—	—	△105,435
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	2,982	2,982	2,982
当期変動額合計	—	△105,435	△105,435	2,982	2,982	△102,453
当期末残高	100,000	131,858	231,858	△3,093	△3,093	228,765

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	100,000	131,858	231,858	△3,093	△3,093	228,765
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益	—	73,361	73,361	—	—	73,361
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	13,804	13,804	13,804
当期変動額合計	—	73,361	73,361	13,804	13,804	87,166
当期末残高	100,000	205,220	305,220	10,711	10,711	315,931

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失(△)	△104,186	60,558
減価償却費	72,902	101,839
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,725	50
貸倒引当金の増減額(△は減少)	158	26
受取利息及び受取配当金	△3	△3,258
支払利息	25,648	35,439
助成金収入	—	△9,956
保険解約返戻金	—	△30,093
固定資産除却損	—	3,046
出資金評価損	—	2,999
売上債権の増減額(△は増加)	30,898	△6,236
販売用不動産の増減額(△は増加)	1,924	△81,287
仕入債務の増減額(△は減少)	12,300	1,450
未払消費税等の増減額(△は減少)	△8,567	45,992
その他	13,686	46,979
小計	41,037	167,550
利息及び配当金の受取額	3	3,258
利息の支払額	△25,098	△38,067
助成金の受取額	—	9,956
保険解約返戻金の受取額	—	30,093
法人税等の還付額による収入	—	3,874
法人税等の支払額	△5,339	△773
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,603	175,891
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△900	△51,200
有形固定資産の取得による支出	△304,479	△131,016
無形固定資産の取得による支出	△6,005	—
貸付けによる支出	—	△16,000
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※2 10,870
その他	6,080	△1,587
投資活動によるキャッシュ・フロー	△305,305	△188,933
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△240,159	129,700
長期借入れによる収入	748,000	78,000
長期借入金の返済による支出	△102,212	△224,520
社債の発行による収入	97,569	97,340
社債の償還による支出	—	△20,000
リース債務の返済による支出	△3,288	△4,649
財務活動によるキャッシュ・フロー	499,908	55,870
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	205,206	42,828
現金及び現金同等物の期首残高	661,426	866,632
現金及び現金同等物の期末残高	※1 866,632	※1 909,461

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び名称

3社

株式会社アンサー倶楽部

株式会社アンサープロパティ

株式会社four leaf clover

当連結会計年度に株式会社four leaf cloverの全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の決算日に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 投資有価証券

その他有価証券

ア. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

ア. 販売用不動産

主として個別法による原価法

(連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

イ. 未成工事支出金

主として個別法による原価法

(連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ロ. 原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法

(連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～13年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. 少額減価償却資産

取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

ニ. リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事(工期がごく短期のもの等を除く)

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の工事

工事完成基準

(5) のれんの償却方法及び償却期間

8年間で均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期の投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間の均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

1. 販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

販売用不動産	117,474千円
--------	-----------

(2) 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは売買再販事業において、これから取得する不動産の事業計画を不動産取得時に策定し、その都度、販売価格及び工事原価等の設定・見直しを実施し、それらに基づく正味売却価額にて、販売目的で保有する不動産を評価しております。

② 主要な仮定

正味売却価額は、予定販売価格及び予定販売費等に基づいて算定しております。また、正味売却価額は、近隣地域における取引事例、予定販売価格及びマンション需要予測等を踏まえて見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の市況の変化や販売の状況により正味売却価額の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において販売用不動産評価損が計上される可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等是不透明であり、その収束時期等を正確に予想することは困難な状況にあります。2021年6月末現在において、会計上の見積りに影響を与えるほどの事象が発生していないことから、当社グループの収益力を大きく変化させるほどの影響はないと想定し、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化により当社グループへ大きな影響を与える事象が発生する場合は、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の判断に影響を及ぼし、翌連結会計年度の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保に供されている資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
建物及び構築物	1,666,456千円	1,619,357千円
土地	1,149,283	1,149,283
計	2,815,739	2,768,641

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
短期借入金	100,000千円	235,700千円
1年内返済予定の長期借入金	129,085	131,544
長期借入金	3,078,558	2,947,013
計	3,307,643	3,314,258

※2 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
	363,126千円	461,127千円

※3 当社の連結子会社(株式会社アンサー倶楽部)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
当座貸越極度額	230,000千円	352,700千円
借入実行残高	145,000	261,700
差引額	85,000	91,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2019年10月1日 至2020年6月30日)	当連結会計年度 (自2020年7月1日 至2021年6月30日)
給与手当	182,476千円	267,785千円
広告宣伝費	122,215	97,590
貸倒引当金繰入額	158	26

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2019年10月1日 至2020年6月30日)	当連結会計年度 (自2020年7月1日 至2021年6月30日)
建設仮勘定	—	2,508
その他	—	538
計	—	3,046

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,982千円	19,377千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	2,982	19,377
税効果額	—	△5,572
その他有価証券評価差額金	2,982	13,804
その他の包括利益合計	2,982	13,804

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	2,000	—	—	2,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	2,000	—	—	2,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金勘定	871,048千円	965,076千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△4,415	△55,615
現金及び現金同等物	866,632	909,461

※2. 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに㈱four leaf cloverを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	12,606千円
固定資産	6,412
のれん	8,889
流動負債	△13,179
固定負債	△13,729
株式の取得価額	1,000
現金及び現金同等物	△11,870
差引:取得による収入	10,870

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース

(1) リース資産の内容

- ・有形固定資産
主としてサーバー機器及び複合機であります。
- ・無形固定資産
販売管理用ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、不動産の買取・自社開発物件の建設を行うために必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入及び社債発行により調達しております。また、資金運用は安全性が高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に長期保有の投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業取引に必要な資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程並びに与信管理及び債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、借入金等については、各金融機関の借入金利率一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）管理

投資有価証券については、半期ごとに時価の把握を行い、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債権については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	871,048	871,048	—
(2) 売掛金	17,591		
貸倒引当金 (※)	△105		
	17,485	17,485	—
(3) 投資有価証券	27,987	27,987	—
資産計	916,520	916,520	—
(1) 買掛金	38,708	38,708	—
(2) 短期借入金	225,000	225,000	—
(3) リース債務 (流動負債)	4,647	4,647	—
(4) 社債 (1年内償還予定を含む)	100,000	100,781	781
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	3,469,293	3,469,871	578
(6) リース債務 (固定負債)	10,770	10,157	△612
負債計	3,848,419	3,849,166	747

※ 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2021年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	965,076	965,076	—
(2) 売掛金	23,828		
貸倒引当金 (※)	△142		
	23,685	23,685	—
(3) 投資有価証券	47,454	47,454	—
資産計	1,036,215	1,036,215	—
(1) 買掛金	40,159	40,159	—
(2) 短期借入金	354,700	354,700	—
(3) リース債務 (流動負債)	4,886	4,886	—
(4) 社債 (1年内償還予定を含む)	180,000	180,397	397
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	3,322,772	3,323,487	714
(6) リース債務 (固定負債)	5,881	5,529	△352
負債計	3,908,399	3,909,160	760

※ 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金及び(3) リース債務（流動負債）

これらは短期間で決済及び償還されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金及び(6) リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2020年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	871,048	—	—	—
売掛金	17,591	—	—	—
合計	888,639	—	—	—

当連結会計年度（2021年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	965,076	—	—	—
売掛金	23,828	—	—	—
合計	988,904	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2020年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	225,000	—	—	—	—	—
社債	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	—
長期借入金	147,520	299,153	113,899	110,115	95,285	2,703,318
リース債務	4,647	4,883	4,277	1,379	230	—
合計	397,167	324,036	138,176	131,494	115,516	2,703,318

当連結会計年度（2021年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	354,700	—	—	—	—	—
社債	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000	—
長期借入金	145,273	132,637	130,599	115,769	128,995	2,669,496
リース債務	4,886	4,272	1,373	235	—	—
合計	524,859	156,910	151,972	136,005	228,995	2,669,496

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（2020年6月30日）

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	180	180	—
	(2) その他	27,807	30,900	△3,093
	小計	27,987	31,080	△3,093
合計		27,987	31,080	△3,093

当連結会計年度（2021年6月30日）

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	47,184	30,900	16,284
	小計	47,184	30,900	16,284
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	270	270	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	270	270	—
合計		47,454	31,170	16,284

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	436千円	751千円
社会保険料	3,439	4,381
減価償却超過額	—	285
貸倒引当金	10	377
資産除去債務	171	209
税務上の繰越欠損金(注)2	35,701	17,238
その他	3,187	2,545
繰延税金資産小計	42,945	25,789
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△35,701	△8,424
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,244	△3,468
評価性引当額小計(注)1	△42,945	△11,892
繰延税金資産合計	—	13,896
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△5,572
繰延税金負債合計	—	△5,572
繰延税金資産の純額	—	8,324

(注) 1. 評価性引当額小計が31,053千円減少しております。この減少の主な内容は、将来の課税所得見積額の増加等にもない、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)第15項に基づく企業の分類の見直しを行い、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減額されたことによります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年6月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	35,701	35,701
評価性引当額	—	—	—	—	—	△35,701	△35,701
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年6月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※2)	—	—	—	—	—	17,238	17,238
評価性引当額	—	—	—	—	—	△8,424	△8,424
繰延税金資産	—	—	—	—	—	8,814	(※3) 8,814

(※2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※3) 税務上の繰越欠損金17,238千円について、繰延税金資産8,814千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
法定実効税率	—	34.2%
(調整)		
住民税均等割	—	1.8
評価性引当額の増減	—	△57.4
その他	—	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△21.1

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

株式会社four leaf cloverの買収

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社four leaf clover

事業の内容 賃貸管理事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社four leaf cloverは、相当の賃貸管理物件戸数及び物件オーナーのニーズに合わせた賃貸管理に関するノウハウを有しております。同社を子会社化することによって、地域での賃貸管理事業の競争力を高めることを理由としております。

(3) 企業結合日

2021年5月31日 (みなし取得日2021年6月30日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結をしているため、連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,000千円
取得原価		1,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,500千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

8,889千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	12,606千円
固定資産	6,412
資産合計	<u>19,019</u>
流動負債	13,179
固定負債	13,729
負債合計	<u>26,908</u>

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	33,340千円
営業損失(△)	△8,777
経常損失(△)	△4,837
税金等調整前当期純損失(△)	△4,803
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△4,884

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

一部の連結子会社では、福岡県内において、賃貸マンション（土地を含む）を有しております。なお、賃貸マンションの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,128,945	1,656,484
期中増減額	527,538	△47,750
期末残高	1,656,484	1,608,733
期末時価	2,091,017	2,116,391
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,561,106	1,537,921
期中増減額	△23,184	△37,216
期末残高	1,537,921	1,500,704
期末時価	1,510,000	1,510,688

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産の取得(552,752千円)であり、主な減少額は減価償却費の計上(25,213千円)であります。また、当連結会計年度の主な減少額は減価償却費の計上(47,358千円)であります。
3. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却費の計上(23,184千円)であります。また、当連結会計年度の主な減少額は減価償却費の計上(38,958千円)であります。
4. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	127,760	187,097
賃貸費用	62,975	96,783
差額	64,784	90,313
その他(売却損益等)	—	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
賃貸収益	71,117	96,523
賃貸費用	33,880	57,620
差額	37,237	38,903
その他(売却損益等)	—	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「売買再販事業」、「賃貸管理事業」及び「リフォーム事業」の3事業を報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントに属するサービスの種類

「売買再販事業」は、不動産売買仲介業及び販売用不動産購入後、付加価値を高め売却する自社不動産売買業を行っております。また、「賃貸管理事業」は、不動産賃貸仲介業、不動産オーナーの賃貸管理業務を代行する不動産賃貸管理業、自社不動産賃貸業を行っております。さらに、「リフォーム事業」は住宅のリフォーム及びリノベーションを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	売買取販 事業	賃貸管理 事業	リフォーム 事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	255,858	430,595	148,273	834,728	17,289	—	852,017
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	255,858	430,595	148,273	834,728	17,289	—	852,017
セグメント利益又は 損失（△）	70,975	104,429	△12,291	163,114	13,262	△254,549	△78,173
セグメント資産	41,813	2,814,424	4,338	2,860,575	33,767	1,436,814	4,331,156
その他の項目							
減価償却費	—	65,535	16	65,552	4,027	3,322	72,902
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	—	304,555	—	304,555	—	6,384	310,940

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コインランドリー業務、保険代理店業務等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- ① セグメント利益又は損失（△）の調整額△254,549千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- ② セグメント資産の調整額1,436,814千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産及び投資有価証券等であります。
- ③ 減価償却費の調整額3,322千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。
- ④ 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,384千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	売買再販 事業	賃貸管理 事業	リフォーム 事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	427,989	619,821	294,069	1,341,880	14,976	—	1,356,856
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	427,989	619,821	294,069	1,341,880	14,976	—	1,356,856
セグメント利益	111,832	178,476	48,343	338,652	11,761	△290,711	59,702
セグメント資産	122,091	2,872,924	8,679	3,003,694	30,158	1,516,094	4,549,947
その他の項目							
減価償却費	576	86,174	544	87,296	3,214	11,328	101,839
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	—	133,971	609	134,581	211	1,325	136,118

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コインランドリー業務、保険代理店業務等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- ① セグメント利益の調整額△290,711千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- ② セグメント資産の調整額1,516,094千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産及び投資有価証券等であります。
- ③ 減価償却費の調整額11,328千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。
- ④ 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,325千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

重要なのれんの償却額及び未償却残高はありません。

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

(単位：千円)

	売買取販事業	賃貸管理事業	リフォーム事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—	—	—
当期末残高	—	8,889	—	—	—	8,889

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年6月30日）

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	三谷俊介	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 100.0	被債務保証	当社の借入金に対する債務保証(注)2	61,165	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、取引銀行1行との借入金に対して当社代表取締役三谷俊介より債務保証を受けております。取引金額は期末時点の保証残高であります。また、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。なお、当該被債務保証は、当連結会計年度中に解消しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	三谷俊介	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 100.0	被債務保証	子会社の借入金に対する債務保証(注)2	3,633,127	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社連結子会社は、取引銀行5行との借入金に対して当社代表取締役三谷俊介より債務保証を受けております。取引金額は期末時点の保証残高であります。また、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。なお、当該被債務保証は、当連結会計年度中に解消しております。

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項は有りません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	326円81銭	451円33銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△150円62銭	104円80銭

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式は存在しないため記載しておりません。なお、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2021年11月15日付で普通株式1株につき350株の割合をもって株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△105,435	73,361
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△105,435	73,361
普通株式の期中平均株式数 (株)	700,000	700,000

(重要な後発事象)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2021年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月15日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年11月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、350株の割合をもって分割を行っております。

(2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,000株
今回の分割により増加する株式数	698,000株
株式分割後の発行済株式総数	700,000株
株主分割後の発行可能株式総数	2,800,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2021年11月15日
基準日	2021年11月15日
効力発生日	2021年11月15日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響は(1株当たり情報)に記載しております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、2021年11月15日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、単元株式数を10株から100株に変更するため、当社定款第8条(単元株式数)の変更を行っております。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所です)

現行定款	変更後定款
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000株</u> とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,800,000株</u> とする。
第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>10株</u> とする。	第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日2021年11月15日

4. その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)アンサー倶楽部	第1回無担保社債 (株式会社福岡銀行保証 付及び適格機関投資家限 定)	2020年6月10日	100,000	80,000 (20,000)	0.3	なし	2025年5月23日
(株)アンサー倶楽部	第2回無担保社債 (株式会社北九州銀行保 証付及び適格機関投資家 限定)	2020年9月30日	—	100,000	0.4	なし	2025年9月30日
合計	—	—	100,000	180,000 (20,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	20,000	20,000	20,000	100,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	225,000	354,700	1.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	147,520	145,273	0.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,647	4,886	5.3	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,321,772	3,177,499	0.9	2022年～2055年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,770	5,881	5.2	2023年～2025年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,709,710	3,688,240	—	—

(注) 1. 借入金の「平均利率」については、各借入金期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の「平均利率」については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	132,637	130,599	115,769	128,995
リース債務	4,272	1,373	235	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 公告掲載URL https://answerholdings.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年6月21日	三谷 俊介	福岡県北九州市小倉北区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長) (注)2	石原 孝七郎	福岡県北九州市小倉北区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社専務取締役)	20	2,800,000 (140,000) (注)3	経営参画意識を促すため
2021年6月21日	三谷 俊介	福岡県北九州市小倉北区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長) (注)2	前田 啓美	福岡県北九州市小倉北区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社常務取締役)	20	2,800,000 (140,000) (注)3	経営参画意識を促すため

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう)の末日(2021年6月30日)から起算して2年前の日(2019年7月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

3. 移動価格は、時価純資産額方式により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定した価格であります。

4. 2021年11月15日付で、当社普通株式1株を350株とする株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
三谷 俊介 (注) 2、3	福岡県北九州市小倉北区	686,000	98.00
石原 孝七郎 (注) 3、4	福岡県北九州市小倉北区	7,000	1.00
前田 啓美 (注) 3、4	福岡県北九州市小倉北区	7,000	1.00
計	—	700,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を除く株式総数に対する割合であります。

なお、2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年11月15日付で普通株式1株につき350株の割合をもって株式分割を行っております。

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2021年12月6日

株式会社アンサーホールディングス

取締役会 御中

清友監査法人



京都事務所

指定社員 公認会計士

業務執行社員

指定社員 公認会計士

業務執行社員

市田 知史 
三牧 潔 

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アンサーホールディングスの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アンサーホールディングス及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2020年6月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により

発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上